

岩手県告示第527号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
医療法人遠山病院	盛岡市下ノ橋町6番14号	平成26年8月20日